

自動消火装置の給付

火災による緊急時に備え、以下の項目にすべてあてはまる方に自動消火装置を設置いたします。（※1世帯1台まで）

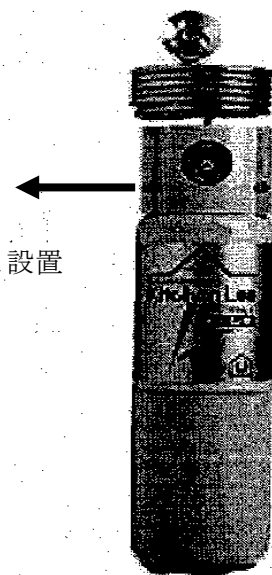
【対象者】 全てを満たすかた

- ひとり暮らし等高齢者登録をしている
- 一人暮らしまたは、高齢者のみの世帯

【自動消火装置とは】

台所での危険火をすばやくキャッチし消火をおこないます。

〈参考商品〉 FHL 4（実際の設置品と異なる場合があります。）



— 〇 情報

〈台所の初期消火が大事です！！〉

出火原因で、比較的多いのが家庭におけるキッチンです。例として、天ぷらを揚げていて、ついつい目を離してしまい、出火から火災へとつながってしまう…などがあげられます。

自動消火装置は自動的に火災をキャッチし、初期消火を行います。初期消火を行うことで火災による被害を小さくすることが可能です。

装置は5年間有効で、5年ごとに交換となります。

【設置場所】 台所

【自己負担】

自己負担があります。（非課税世帯の方または、生活保護を受けている世帯の方は無料です）

【申請先】 目黒区高齢福祉課在宅事業係もしくは、各包括支援センターへ

【お問い合わせ先】

目黒区高齢福祉課在宅事業係
電話 03-5722-9839（直通）